

胚・卵子凍結の更新・破棄の方法について

初回の凍結保存期間および更新手続き可能期間は、「凍結胚・卵子の凍結保存期間更新・破棄手続きについて
の当院の規定」をご確認ください。

更新後の保存期間は、更新料金*支払日から1年間です。更新手続き可能期間は、更新料金の支払日から

1年後の「同じ月内」です。*更新料金とは、胚凍結保存維持管理料（保険）または胚・卵子凍結保存更新料金（自費）を指します。

例) 2022年 1月 15日更新料金支払いの場合 → 翌2023年 1月中 に更新手続きが可能

*手続き可能期間より前での、更新手続きはできません。

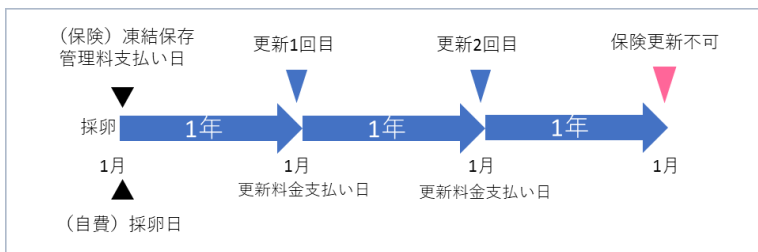
*更新、破棄いずれであっても期限を過ぎた場合は、延滞料が発生します。詳しくは下記の「その他注意事項」をご確認ください。

*更新手続きは1年毎です。複数年まとめた更新はできません。

*治療継続の意思が確認でき治療計画を作成された方のみ、保険での更新が可能です。

以下の方は保険での更新ができません。更新を希望する場合は、自費になります。

- ・凍結保存管理料算定日を起点として、3回目以降の更新の場合
- ・治療継続の意思確認および治療計画作成が行えない、または妊娠等により治療が中断されている場合
- ・保険適用の年齢制限（女性年齢43歳）を超えた場合
- ・保険適用の移植回数上限を超えた場合

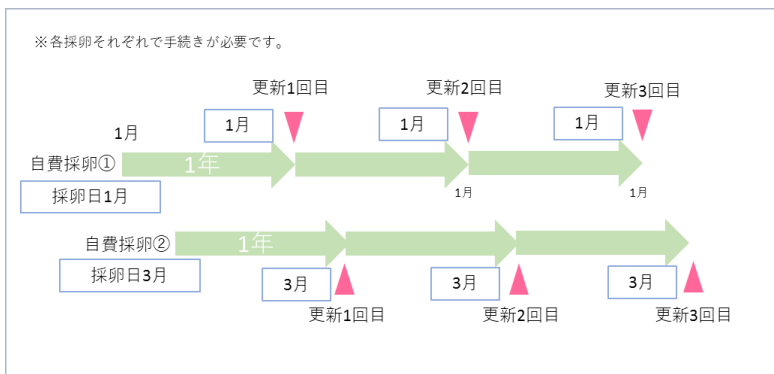


注) 複数回採卵を行い、各々で凍結保存を継続されている場合は、自費と保険で凍結期限の扱いが異なります。

以下をご確認ください。

<自費の場合>

各採卵周期の検体ごとに、手続きおよび更新料金が必要です。



<保険の場合>

最終の採卵周期（保険）における凍結開始日から1年後の期限が、全ての凍結胚*に適用されます。

*保険での凍結保存・更新を行っている胚のみが対象です。

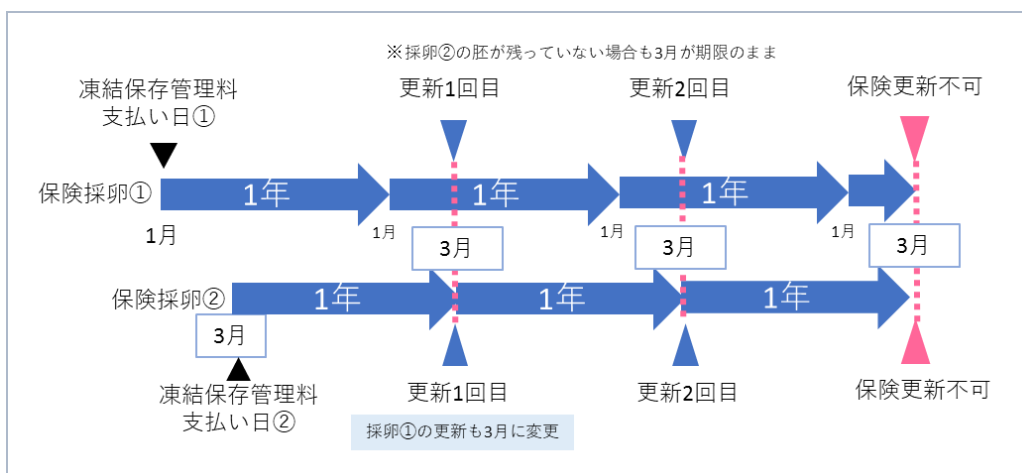
更新した場合も、最終の更新期限が適用されます。更新回数の上限も、最終の採卵周期における凍結開始日を起点とした、2回までの更新が全ての凍結胚で可能です。（右頁の図参照）

更新料金は、複数周期（保険）の検体がある場合も、一律の 10,500 円（保険料 3 割負担額）です。

注 1) 更新申請書および破棄同意書は、各採卵周期の検体ごとに必要です。

注 2) 保険での更新の対象とならない検体は、上記対象外です。各採卵周期の検体ごとに期限が異なり、手続きおよび更新料金（自費）もそれぞれ必要です。

注 3) 凍結胚が残っている状態での保険採卵は、医師が医学的に必要と判断した場合のみ行うことができます。



尚、保険における更新については、厚生労働省が定める保険診療制度に則って行います。保険診療制度が変更になった場合は、この限りではありません。

更新・破棄手続きの方法

○更新は手続き可能期間中にお願いします。破棄の場合のみ、その期間より前でもお手続き可能です。

○ご来院での手続きの際は、WEB 予約システム「凍結更新手続き／凍結破棄手続き」にてご予約*をお取りください。保険での更新の方は、来院での手続きのみ可能です。

※採卵日が異なる胚・卵子凍結の更新お手続きを、まとめて行う場合は、必ずお電話にてご連絡ください。

*同日に、診察など他の予約を取る場合でも、手続きを行う場合は「凍結更新手続き／凍結破棄手続き」での予約も合わせてお願いします。また「凍結更新手続き／凍結破棄手続き」の予約には診察は含まれません。診察が必要な場合は別途診察予約をお取りください。

○更新手続きの際、以下を当院受付にご提出ください。

- ・『胚・卵子凍結保存 更新申請書』（必要事項を記入してください。）
- ・更新料金『胚凍結保存維持管理料 10,500 円（保険）』または『胚・卵子凍結保存更新料金 36,000 円（自費）』
※複数の採卵における検体を自費で更新する場合は、それぞれに対する更新料金が必要です。

○破棄手続きの際、以下を当院受付にご提出ください。

- ・『胚・卵子凍結保存 破棄依頼同意書』（必要事項を記入してください。）

○各種手続きに必要な書類は、当院ホームページからダウンロードできます。当院受付でもお渡し可能です。同意書の種類は、お間違えがないよう十分ご注意ください。

○（自費での更新の方のみ）ご来院が困難な場合には、上記保存更新料金の振込みおよび必要書類の郵送にて手続き可能です。詳しくは別紙「郵送/振込による凍結保存更新・破棄手続きのご案内」をご覧ください。

裏面に「更新申請書・破棄依頼同意書の記入方法」が記載されています。

更新申請書・破棄依頼同意書の記入方法

自署がない場合や記入漏れ、誤記入がある場合は、書類を受理できません。記入漏れにご注意ください。

訂正をされる場合は、訂正箇所に二重線を引き、訂正印を押してください。

●（共通）手続きの対象となる検体の「採卵日」を記入してください。既に記入済みの書類をお持ちの方は不要です。採卵日は、凍結時にお渡しした『胚・卵子の凍結保存期間更新・破棄手続きについての当院の規定』をご確認ください。

●（破棄の場合）「破棄方法の選択事項」を記入してください。

●（共通）「同意日」を記入してください。

●（共通）住所はご夫婦それぞれの現住所を記入してください。（卵子凍結の場合は、凍結者本人のみでも可）

●（共通）署名は、必ずご本人が直筆で署名してください。

●（共通）「診察券番号（ID）」を記入してください。既に記入済みの書類をお持ちの方は不要です。

●（破棄の場合）ご本人の自署が困難な場合は、理由を同意書内の選択肢から選んで記入してください。

注）保険、自費に関わらず、異なる採卵日に生じた検体を同時に更新／破棄する場合は、それぞれに対する申請書／同意書が必要です。

その他注意事項

・一度お支払いいただいた更新料金の返金はできません。

・手続き可能期間内にお手続きいただけない場合は、別途『延滞料金 2,200 円（税込） / 月』*をお支払いいただきますので、ご注意ください。

*延滞料金は、期限を1日でも経過するとその時点で1カ月分の料金が発生します。

・期限を6ヶ月以上経過した後も、お申し出がない場合は破棄となります。その際は、破棄依頼同意書の提出日までに発生した胚・卵子凍結保存更新料金および延滞料金をお支払いいただきます。また6ヶ月以上経過した場合に、「まだ凍結胚は破棄されず残っているか」等の個別のお問い合わせにはお答えしかねます。手続きが完了せず、すでに凍結検体が破棄処理済みであった場合の異議申し立ては一切受け付けません。

・凍結保存中に連絡先が変更となった場合には、必ず『連絡先変更届』による申告を行ってください。『連絡先変更届』は当院ホームページからダウンロードできます。

・ご夫婦が離婚あるいはどちらか一方が死亡された場合、凍結胚の保存を継続することはできません。

『胚・卵子凍結保存 破棄依頼同意書』に必要事項をご記入の上、提出してください。ご夫婦の署名が難しい場合は、婚姻の解消を証明する書類として戸籍謄本のコピーを同封してください。

